更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第１１号

神奈川県小田原市根府川667番地

開始前会社　株式会社小田原城カントリー倶楽部

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行

２　国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、共益債権を徴収するためのものを除く。）

平成22年９月３日

東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第１１号

神奈川県小田原市根府川667番地

開始前会社　株式会社小田原城カントリー倶楽部

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目10番10号第２ローレルビル４階　弁護士　八木　清文

平成22年９月３日

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１０号

札幌市豊平区豊平１条13丁目１番15号

再生債務者　丸三一晃建設株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目　南大通ビル９階　長田法律事務所　弁護士　長田　正寛

平成22年９月３日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第７号

愛知県東海市浅山１丁目65番地

再生債務者　株式会社ノリタケ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　名古屋市東区東桜１丁目３番８号ヴェッセル丸杉ビル７階　弁護士法人古澤法律事務所　弁護士　古澤　仁之

平成22年９月３日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第６号

神戸市須磨区戸政町３丁目４番６号

再生債務者　石原　昭久

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　神戸市中央区江戸町98番地１東町・江戸町ビル５階　神戸シティ法律事務所　弁護士　井口　寛司

平成22年９月３日

神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第７号

神戸市兵庫区西出町１丁目１番８号

再生債務者　神戸船渠工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　神戸市中央区多聞通３丁目３番７号コウベセンタービル９階　田辺法律事務所　弁護士　田辺　重徳

平成22年９月３日

神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号

横浜市南区六ツ川２丁目２番地１　サウス・スクエア100横浜・弘明寺703

再生債務者　穂積　　聡

１　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年10月１日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月５日から平成22年11月19日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第４号

三重県津市大里睦合町2353番地

再生債務者　株式会社大里ミートセンター

１　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年10月１日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年10月29日から平成22年11月12日まで

津地方裁判所

平成２２年（再）第５号

三重県津市大里睦合町2353番地

再生債務者　有限会社オーケー牧場

１　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年10月１日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年10月29日から平成22年11月12日まで

津地方裁判所

平成２２年（再）第１０号

大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号

再生債務者　谷　　絹子

１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年10月８日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月17日から平成22年12月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１１号

大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号

再生債務者　谷　　誠

１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年10月８日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月17日から平成22年12月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第５号

神戸市西区北山台３丁目１番１号

再生債務者　医療法人博愛会

１　決議に付する再生計画案　平成22年９月１日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成22年10月20日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年10月６日

平成22年９月３日

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第２号

盛岡市肴町９番18号

再生債務者　株式会社亀半呉服店

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年９月１日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再）第３号

富山県南砺市是安4517番地

再生債務者　中川株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年９月２日　富山地方裁判所高岡支部

再生手続終結

平成１９年（再）第２号

福岡県朝倉市杷木久喜宮795番地

再生債務者　福岡伊東インテリア工業株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　本件再生手続を終結する。

平成22年９月１日　大分地方裁判所日田支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１３号

北九州市八幡西区竹末１丁目１番２号

再生債務者　株式会社兵頭組

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　北九州市小倉北区田町14番28号ロイヤービル３階　住田法律事務所　弁護士　住田　定夫

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成22年９月２日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部